

**「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」等の
一部改正（案）に関するパブリックコメントの概要及び本協会の考え方**

令和 7 年 3 月 19 日
第二種金融商品取引業協会

本協会では、「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」等の一部改正（案）について、令和 7 年 2 月 4 日から同月 21 日までの間、広く意見の募集を行いました。

この間に寄せられたご意見・ご質問（延べ 3 件、1 の法人）及びそれらに対する本協会の考え方は、次のとおりです。

なお、「規則」は「電子申込型電子募集業務等及び電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則」を指しますので、念のため、申し添えます。

No.	該当箇所	コメントの概要	本協会の考え方
1	規則第 7 条第 1 項	1. 特定投資家である法人顧客について （i）同一の特例事業への複数の方法による募集 例えば、同一の不動産へ投資する不動産特定共同事業法における特例事業スキームとなる匿名組合事業（以下、「本事業」と言う。）において、以下の①～③の順番で多数の匿名組合契約が成立する場合に、下記①で勧誘した匿名組合出資持分は、訪問又は電話（以下「訪問等」と言う。）が禁止される「電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券」に該当せず、改正案第 7 条に抵触しないことを念のため確認しておきたい。 ① 本事業の一部の匿名組合出資持分を「特定投資家である法人顧客」（以下、「特定法人顧客」と言う。）へ訪問等を行うことにより、金商法第 2 条第 8 項第 9 号に掲げる行為に係る勧誘を行い、商品概要を説明して、口頭で出資の確約を得ておく。 なお、特定法人顧客に関する、匿名組合の営業者と金融商品取引業者が締結	個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられますが、（i）に関しては、「電子申込型電子募集業務等又は電子申込型電子募集取扱業務等において取り扱う有価証券」に該当しますが、特定投資家である法人顧客に対しては、訪問又は電話による勧誘が可能と考えられます。 （ii）及び（iii）に関しては、特定投資家である法人顧客に対して、訪問又は電話による勧誘は可能と考えられます。 （iv）に関しては、ご照会された a 及び b のどちらも許容されることが考えられます。

No.	該当箇所	コメントの概要	本協会の考え方
		する募集又は私募の取扱い契約と、次の②に定める一般顧客に関する、匿名組合の営業者と金融商品取引業者が締結する電子申込型電子募集の取扱い契約は、取扱い期間が異なる場合がある。 ② その後、本事業の残部の匿名組合出資持分を、不動産特定共同事業法における特例事業スキームの不動産クラウドファンディングとなる電子申込型電子募集取扱業務等によって、一般投資家である個人顧客（以下、「一般顧客」と言う）が大半を占める多数の顧客から電子募集する。 ③ 上記①及び②の募集合計額が目標最低募集額に達し匿名組合営業者が本事業にかかる匿名組合が有効に成立すると判断した段階で、匿名組合営業者と①の特定法人顧客間で紙を印刷した匿名組合契約書へ双方記名捺印し、上記②の一般顧客には電子申込を承諾するメールを発信することにより、上記①及び②のすべての匿名組合契約を成立させる。 （ii）優先劣後構造の場合 上記（i）のケースで、①の特定法人顧客が劣後出資を行い、②のクラウドファンディングによる一般顧客が優先出資を行う優先劣後構造を採用した場合も、①の特定法人顧客に対して、訪問等による金商法第2条第8項第9号に掲げる行為の実施は可能という理解で良いか。 （iii）金融商品取引業者が異なる場合 上記（i）及び（ii）のケースで、①の募集又は私募の取扱いを行う金融商品取引業者と、②の電子申込型電子募集取扱業務等を行う金融商品取引業者が、別	

No.	該当箇所	コメントの概要	本協会の考え方
		の金融商品取引業者である場合も、①における金融商品取引業者が特定法人顧客に対して、訪問等による金商法第2条第8項第9号に掲げる行為の実施は可能という理解で良いか。 (iv) 勧誘等と匿名組合契約締結に至るまでの行為に関し、訪問等と電子募集を組み合わせる場合 上記(i)及び(ii)のケースで、以下のaとbのいずれのパターンも許容されているという理解で良いか。 a. 金融商品取引業者が①の特定法人顧客に対して勧誘を訪問等によって実施した後、匿名組合契約締結に至るまでの行為を②の一般顧客と同様に電子上で実施する。 b. 金融商品取引業者が①の特定法人顧客に対して勧誘を電子募集によって実施した後、匿名組合契約締結に至るまでの行為を訪問等により行い、契約書面等を紙媒体で取り交わす。	
2	規則第7条第1項	一般投資家である法人顧客が、金融商品取引法第34条の3の規定により特定投資家とみなされる場合には、当該法人顧客は本条に規定する「特定投資家である法人顧客」に該当するという理解でよい。	金融商品取引法第34条の3第4項により特定投資家とみなされる者は、規則第7条第1項かつこ書きの「特定投資家である法人顧客」に該当し、規則第7条第1項の訪問又は電話勧誘を行う以前に、特定投資家に移行している法人顧客については、これらの勧誘が可能と考えられます。 なお、特定投資家への移行にあたっては、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-3-2-1(1)⑥にご留意ください。
3	規則第7条第	個人顧客のうち、適格機関投資家の届	今般の改正は、令和6年7月

No.	該当箇所	コメントの概要	本協会の考え方
	1 項	出を金融庁長官に行った適格機関投資家である個人顧客についても本条の規制から除外し、訪問し又は電話をかけて金商法第2条第8項第7号から第9号に掲げる行為を行うことを認めてほしい。	2日付け金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」報告書を踏まえたものであり、同報告書では、「特定投資家であっても個人に対する電話・訪問勧誘を可能とすることについては、引き続き慎重に対応することが適当である」とされたことから、原案のままとさせていただきます。

以 上